

第1回長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン策定委員会

委員の主な意見

日時 平成30年5月28日(月) 14:00~16:30

場所 県庁 行政棟3階 303会議室

I 県版のガイドライン策定の方向性、課題

1 本ガイドライン策定の趣旨等について

【主な説明内容】

- 県のガイドラインは、以下の観点を踏まえ策定したいと考えている。
 - ・ 生徒のバランスのとれた生活と成長の確保、スポーツ障害の予防。
 - ・ 医・科学的にも、また生徒のやる気・意欲の向上のためにも、最高のパフォーマンスを発揮させるためにも休養日が必要であること。
 - ・ 中学校については国のガイドラインを適用し、高校については発達の段階の違いや各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意して内容を検討する。

【主な意見】

- 県版では、中学生と高校生では身体の発達段階が違うこと、高校では中学校教育の基礎のうえに多様な教育が行われていること等、違いがある点を考慮して作成してほしい。
- 適切な休養日は、生徒の身体の発達の段階において医学的に必要なことであるとはっきりと明記しないといけないのではないか。

2 適切な運営のための体制整備について

【主な説明内容】

- 市町教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、国のガイドラインに則るとともに、県のガイドラインを参考に「設置する学校にかかる運動部活動の方針」を策定すること。また、学校は、その方針に則り毎年度「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、運動部顧問は、年間並びに月間の活動計画等を作成する必要がある。
- 校長が、学校全体として運動部活動における適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図ること。その際、学校全体で医・科学的な根拠に基づいた指導方針に則って運動部活動を行うなど、適切な運動部活動運営に関する知識や方法の習得を顧問ができるよう配慮する必要がある。
- オフシーズンとハイシーズンを明確にし、オフシーズンにはある程度まとまった長期の休養期間を設けてはどうかと考えている。

【主な意見】

- 顧問や指導者がガイドラインをしっかりと理解していないと、運動部活動に係る課題の解決はできないのではないか。
- 日本では、ハイシーズンとオフシーズンが分けづらいと思うので、大会自体の見直しも必要なのではないか。
- スポーツ少年団の九州大会は、減らしていくようにしている。

3 適切な休養日及び活動時間等の設定について

【主な説明内容】

- 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツの活動時間について（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）」において、競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。
- 高校の休養日については、「週当たり1日以上休養日設けること。その際、月に2回以上は週休日を休養日とすることを原則とし、家庭の日を配慮すること」と考えている。
- 高校の新入部員については、入学年次に運動部活動による事故等が急激に増えることを踏まえ、中学校の休養日の設定基準を一定の期間適用するなど、生徒の発達の段階や練習内容への適応の度合いを考慮した計画を立ててもらいたい。
- 生徒の自主練習などは原則禁止とするが、校長が大会前など特別な事情があると認める場合のみ限定的に練習を行うことができる等の項目追加を検討している。
- 学校や地域、運動部の実情、大会参加等によって活動が長くなるような場合でも、活動時間の上限が週16時間を超えないようにするとともに、翌週に休養日設けるなどの活動計画を立てること等の項目追加を検討している。

【主な意見】

- 自主練習とは、顧問がつかない練習を指しているのか。高校は、顧問がつかない練習が多く行われている。中学校と高校とではとらえ方が違うのではないかと。また、自主練習を部活動の時間に入れるかどうかの判断は、市町や学校現場に任せて良いのではないかと。
- 部活動が終わった後に、社会体育という名目で引き続き練習をするようなことは、させてはいけないと思う。
- 県校長会は、土日の休養日について、週1回、特に毎月第3日曜の家庭の日は休養日に設定するよう全市町で取り組みを進めている。
- 野球は競技の特性を考えると、2時間の練習では少ないのではないかと。
- 国の基準に従って活動時間を合計すると中学校週11時間、高校週13時間となる。それを超えるときは、休養日設けることとした方がよいのではないかと。
- 休養日には、休息だけでなく遊びや他の種目をするとか、海外のようにオフシーズンに別の競技をするなど、いつもと違う体の使い方をする意識を持ってほしい。

- 週16時間未満の根拠は、医科学的観点からであると県版のガイドラインには記載してほしい。
- 週16時間未満とすることについては、競技特性等から様々な意見が出るのではないかと思う。
- ハイシーズンでも休養日をしっかり取り、週16時間未満を守るべきである。
- 部活動によるケガは、中学生は軟骨障害が多いが、高校生は外傷が多い。
- 国のガイドラインは子供を傷害から守るという考えで16時間未満となっている。ガイドラインに従わず、やり過ぎてケガをさせた場合、責任を問われると思う。
- 原則は週16時間に設定して、部員が多い等の理由で週16時間を超える場合は、校長が説明できるようにしておけばよいのではないか。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備について

【主な説明内容】

- 国のガイドラインにおいて、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を「設置する」となっている部分を「設置を推進する」へ変更を考えている。

【主な意見】

- レクリエーション志向の部活動の設置要望があった場合、作らないといけなくなるのか。部活動数を増やすことは厳しい。既存の部活動を変えるのか、新たにつくるのか。

5 学校単位で参加する大会等の見直しについて

【主な説明内容】

- 国のガイドライン中、5のア「日本中学校体育連盟は主催する学校体育大会について、4を踏まえ、単一の学校からの複数チームの参加、複数校合同チームの全国大会等への参加、学校と連携した地域スポーツクラブの参加などの参加資格の在り方、参加生徒のスポーツ障害・外傷の予防の観点から、大会の規模もしくは日程等の在り方、スポーツボランティア等の外部人材の活用などの運営のあり方に関する見直しを速やかに行う」のうち、「日本中学校体育連盟」を「県中学校体育連盟」に、「見直しを速やかに行う」を「見直しを検討する」に変更しようと考えている。

【主な意見】

- 高体連は、合同部活動による公式大会への参加を認めていくようにしないといけなくなるのか。
- 離島にとっては、生徒数の減少により合同部活動は切実な問題になってきているので、県中体連も検討してほしい。

II 意識調査について

【主な説明内容】

- 校長など学校の管理職、運動部活動顧問、運動部活動をしている生徒及びその保護者に対し、

運動部活動に関する意識調査を実施する。

【主な意見】

- 現在の練習時間についても調査項目に入れて良いのではないか。
- 調査結果は県版のガイドラインに反映させるのか。

Ⅲ 年間スケジュール

【主な説明内容】

10月を目処に県のガイドライン策定を予定しており、その後市町においてもガイドライン策定、学校においては今年度中に活動方針を策定していただく必要がある。

【主な意見】

- 市町へは、県や市町のガイドライン策定等に係る年間スケジュールを早めに情報提供しておいたほうがよい。
- 私立学校は、国が示したガイドラインに対してどのように思っているのか。
- 部活動の顧問が変わった場合、その部の活動計画は引き継いでいけるのか。ガイドラインには計画の届け出等の規定や守れない場合のペナルティはあるのか。